

新型コロナウイルス
感染症対策関連①

持続化給付金

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
3. 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下
 である事業者。

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、申請要領等をご確認下さい。

相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183(平日・休日9:00~19:00)

※予算成立後、持続化給付金
コールセンターも開設します。

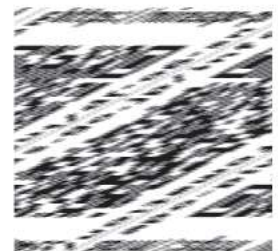
※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

ご活用ください

持続化給付金の試算シミュレーションツール
(中小企業庁ミラサポ plus) から無料で試算ができます。
URL: <https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/5340/>



新型コロナウイルス
感染症対策関連②

雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 中小企業の皆様への 雇用調整助成金の特例を拡充します

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい。～

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部(一定の要件を満たす場合は全部)が国によって助成される制度です。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業を対象とします。

【特例措置の内容】 例として、以下括弧内に平均賃金が1日8,000円である場合の助成額(※)を記載しています
※助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率(休業の場合は60%以上、教育訓練の場合は100%)を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。

休業又は教育訓練を実施した場合

解雇等(※)を行わなかった場合 (※)解雇と見なされる有期契約労働者の雇い止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

令和2年4月8日～
令和2年6月30日までの期間
に休業していること

事業主が賃金の60%の休業手当を支給する場合
(事業主が4,800円の休業手当を支払った場合)

事業主が賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合
(例えば、事業主が80%の6,400円の休業手当を支払った場合)

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っている

○ 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること
(支払率60%以上である場合に限る)

その他要件を満たした場合(詳細は裏面へ)

事業主が支払った休業手当等のうち、80%を国が助成
※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等について適用

事業主が支払った休業手当等のうち、90%を国が助成(国が4,320円を助成するので、事業主の負担は4,800-4,320=480円)

※対象労働者に休業手当等を多く支払っても、事業主の負担額は同じ(上記2例は、事業主の負担は同じ480円)

事業主が支払った休業手当等のうち、60%を超えた部分について100%を国が助成
(国が4,320+1,600=5,920円を助成するので、事業主の負担は6,400-5,920=480円)

事業主が支払った休業手当等のうち、100%を国が助成(事業主の負担は0円)

※令和2年4月8日から
令和2年6月30日までの
休業等について適用
※対象労働者
1人1日当たり8,330円が上限

新型コロナウイルス
感染症対策関連③

影響調査について

調査期間:令和2年2月17日(月)～4月10日(金)

調査対象:浜田商工会議所 会員事業所

調査目的:会員事業所の売上動向、影響内容等を把握し、今後の支援につなげる。

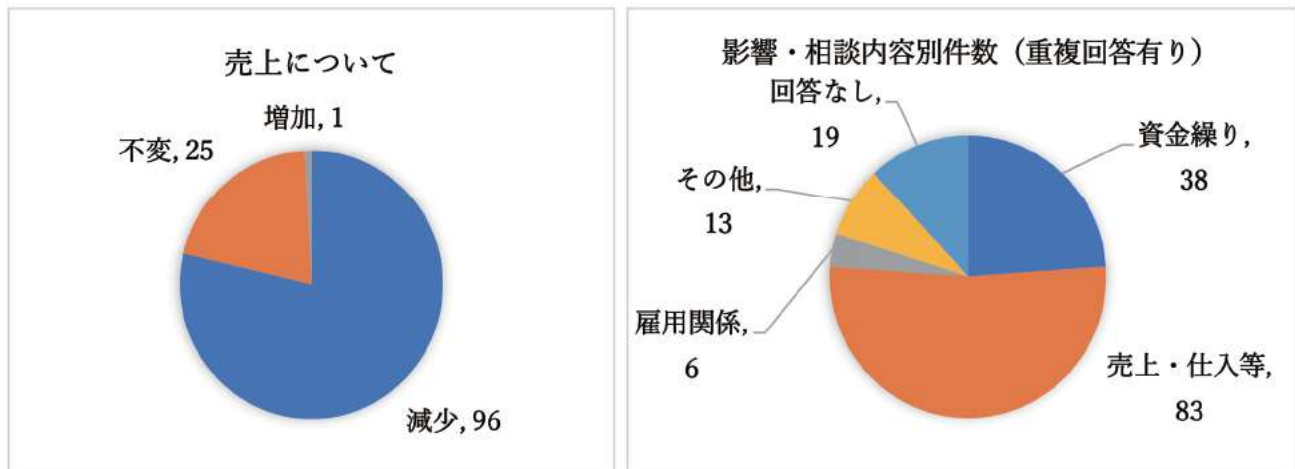
回答事業者数:122社

<まとめ>

現在及び今後の売上については、122社のうち96社(78.6%)が減少と回答。

飲食業、宿泊業、旅客運送業、サービス業、建設業など業種全般にわたり売上の落ち込みが懸念。

影響・相談内容別件数(重複回答有り)については、延べ回答159件のうち83件(52.2%)が「売上・仕入等」に関する内容でした。



<売上減少等の理由>

- ・卒業式、入学式、歓送迎会などの規模縮小、各種飲食店などでは団体予約のキャンセル、来客数が激減。
- ・都会地における外食産業等の急激な冷え込みにより、水産物の出荷が減少。
- ・外食産業(宴会含む)に付随して、食品卸売業やタクシー業界にも波及。
- ・イベント中止、学校休校、ビジネス客の移動自粛の影響による、宿泊、飲食のキャンセル多数。
- ・旅行業関連においては、団体客のほとんどがキャンセル。新たな企画も打ち出せず、甚大な影響あり。
- ・中国産の建築資材等が入荷せず工期を延長せざるえない事案も発生。
- ・イベント関連業者においては、3月のイベントの7割中止、3割延期という状況で売上大幅減少。
- ・現在の状況が長引けば、資金力のない事業者にとっては事業存続危機の懸念。

\\ 浜田で買って 浜田で使って 浜田を元気に!! \\



お買い物に!

記念品に!

<ご購入場所> 浜田商工会議所または販売店にてご購入いただけます。

HELP!!!

新型コロナウイルス対策掲示板「SOS島根！」

新型コロナウイルス感染拡大によるイベント自粛や観光客減少といった需要急減による売上の低迷や過剰在庫等への影響が出ている皆様へ

本企画は過剰在庫を抱えた島根県内の企業様の「売上の回復」・「販路の確保」を目的に各企業様情報（商品・企業名・連絡先・購入方法）を掲載し、販売または企業連携に繋がります

本サイトへの掲載・手数料などの費用は一切かかりません



【課題となる企画の目的・目標】

- ・新型コロナウイルス感染拡大により、過剰在庫や販売販路が縮小した方の販路拡大
- ・「島根のために何かしたい!」と思っている人や企業とマッチング

【想定ターゲットとターゲットの特徴】

- ・旅行自粛に伴い島根に旅行に行けなくなった方
- ・島根を応援したいとおもっている方また企業
- ・規制自粛により、帰省できなくなった方

【その他】

- ・商品1点から掲載可能です。
- ・自由な発想の「島根の魅力」ある企画商品をご掲載ください。
- ・ご不明な点ご要望などはお問い合わせください。

【掲載内容】

- ・タイムリミットの日付（スタート日付～終了日付）
 - ・商品名
 - ・商品個数
 - ・注文方法/お渡し方法
 - ・商品の特徴
 - ・商品の画像（10メガ以内）※なくても可
 - ・価格（税込）
 - ・連絡先/連絡可能時間
 - ・店名または企業名
 - ・ご住所営業時間
 - ・定休日
 - ・その他
- 上記情報をメールまたはファックスにてお送りください。



募集期間 | 随時～コロナ収束まで

「新型コロナウイルス対策掲示板 SOS島根！」

(担当) データク株式会社武田/株式会社エードット石原
お問い合わせは下記の電話番号までご連絡ください

TEL 0852-31-3310 / FAX 0852-31-3281

MAIL wato@android-world.jp

【QRコード】



会議所月報

第228回常議員会の報告

協議事項

1. 会議所会員加入承諾について

[2月末会員数] 1,173 [3月末会員数] 1,175
 [令和2年4月1日現在商工業者数] 2,262
 [組織率] 51.95%
 加入事業所数:2 退会事業所数:0

③各種支援制度について

④会議所の新型コロナウイルスへの対応について

2. 会館の耐震診断結果について

3. 令和2年度機構改革について

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症の影響について

- ①市長及び県知事への要望書提出について
 ②市内事業者の状況について

4. その他

①新型コロナウイルスに関する相談窓口の

開所時間の延長について

②雇用調整助成金等説明会・個別相談会

新入会員のご案内 / ご入会いただきありがとうございます (敬称略)

■ 聖瀧丸	浜田市港町	サービス業
■ 定食ダイニング めし房	浜田市紺屋町	飲食業

小規模企業共済の特例措置

中小企業基盤整備機構では、小規模企業共済制度において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化した契約者に特例措置を講じています。

1. 特例緊急経営安定貸付けの実施

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した、貸付資格を有するすべての方

2. 契約者貸付けの延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付けの残高があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した方

3. 分割共済金受給者の一括支給(繰上支給)対応

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した方

4. 掛金の納付期限の延長等

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業績が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した分割共済金の方

※詳細は、以下の中小企業基盤整備機構 HP をご参照ください。

https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は
 経営者の心と心ある生活を
 応援する安心の共済制度です。

経営者の退職金

全国で約120万人の経営者が加入
 掛金は全額所得控除
 無理のない掛金
 月額1,000円～70,000円



中小企業共済機構
 中小機構

SEINENBU&DAYORI

[浜田商工会議所 青年部だより - 5月号 -]



事務局：〒697-0027 鳥根県浜田市殿町124-2 TEL.0855-22-3025 FAX.0855-22-5400 E-mail: yeg@hamada-cci.or.jp



～新年度ご挨拶～



令和2年度 青年部会長
金田 康平

拝啓 新緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年度は新型コロナウイルスの脅威にさらされながらのスタートとなりました。

今後、地域経済社会への影響は深刻化することが想定され、中小企業や個人事業主への打撃がどのような規模になっていくのか憂慮しております。

現在、国では財政・金融・税制面のあらゆる面での政策手段が総動員で行われているとのことです。刻一刻と状況が変化の中で浜田商工会議所青年部としてできることはないか、何ができるのかを考える日々が続いております。会員同士でアイデアを出し合い、素早い対応と判断をしていきたいと考えております。

今後の状況次第では予定する事業を中止とする可能性はありますが、この度の青年部だよりでは当初より決めておりましたスローガン、所信、組織図をお示し致します。

最後になりますが、皆様のご健康とご健勝を祈念申し上げ冒頭の挨拶とさせていただきます。

敬具

令和2年度全体スローガン 結 - y o u -

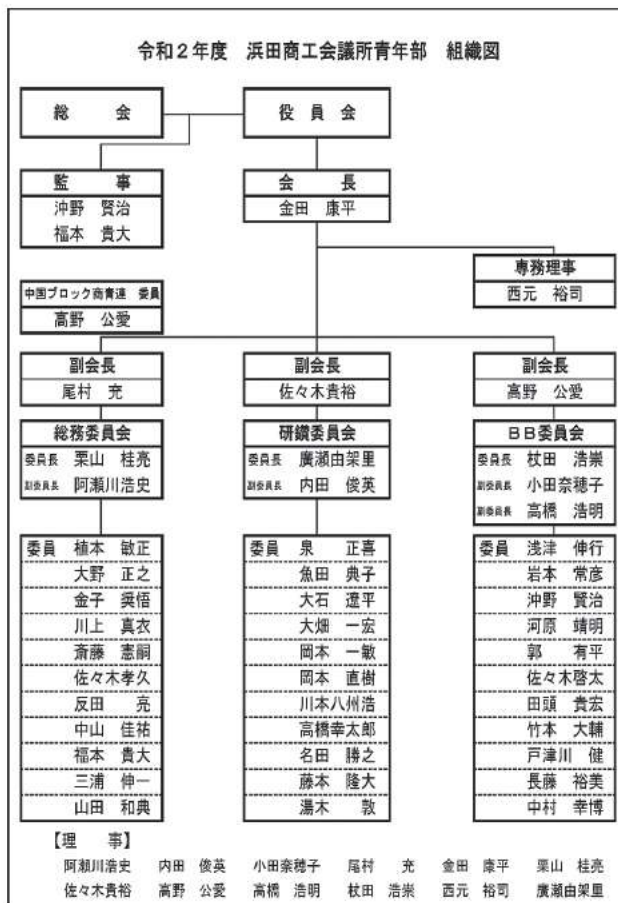
当会は地域社会の健全な発展を図る商工会議所活動の一翼を担い、次代への先導者としての責任を自覚し、地域の経済的発展の支えとなり、新しい文化的創造をもって豊かで住みよい郷土づくりに貢献することを綱領で謳っております。

昨今の日本経済は、内需は底堅い民間設備投資に支えられ比較的堅調ではありますが、世界経済の緩やかな減速を受け、先行きの不透明感が増しております。また喫緊の課題は「人手不足」と「生産性の向上」です。東京一極集中という言葉があるように地方に存在する我々の環境は年々好ましくない方向に進んでいます。特に社会減による人口流出を含む人口減少に伴い、従業員承継や第三者承継を含む「事業承継」やAIなど新しい技術の導入による「デジタル技術を取り入れた生産性の向上」を模索し企業の在り方を変えていく必要があります。恵まれてはいない経済状況である今の時代に、地方で活動する私たちが責任世代であることを自覚し、問題を意識するだけでなく解決へとつながる課題意識を持ち行動していくことが肝要だと考えます。

躓いた時に手を差し伸べ、一生懸命に取り組む者がいるときには互いに手を取り合う仲間を結集し組織としての推進力を向上させること。人と人、地域と人、企業と人などの様々な繋がり結びとなる行動を組織として取り組むこと。そして先輩方から受け継いだこの青年部を次代へと引き継ぐ結びとなる1年にしたい思いから令和2年度のスローガンを「結」とさせていただきます。

次に掲げる5つの基本方針のもと、全会員が主体性をもって活動し、次代に繋がる成果となって実を結ぶ年となることを願っています。

- 1. BB 大鍋フェスティバルの主管
- 1. 有効で迅速な広報活動
- 1. 青年経済人としての研鑽事業
- 1. 学生が住みよい郷土づくりへの貢献
- 1. 共に浜田で活躍する会員の獲得



新型コロナウイルス関連のご相談は会議所へ

資金繰り支援

税・社会保険・公共料金

給付金

設備投資・販路開拓支援

経営環境の整備



当所では、令和2年1月29日(水)より「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。各制度の内容や、事業への影響や経営における全般的なこと等ご相談ください。

当所のホームページでは、「新型コロナウイルスの対応について」として関連情報を多く掲載しています。上記QRコードからご覧いただき内容をご確認ください。

URL: <http://www.hamada-cci.or.jp/>

【相談窓口】 浜田商工会議所 中小企業相談所 TEL: 0855-22-3025 (受付時間: 月曜日~金曜日 午前8時30分 ~ 午後5時15分)

コロナに負けるな!! 島根飲食店応援ステッカー

無料配布

